

事 務 連 絡
平成 27 年 8 月 31 日

各都道府県

子ども・子育て支援新制度担当部局
私立幼稚園所管部局

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ
調査の結果及び調査結果を踏まえた運用上の留意事項等について

平素より子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年4月28日付け事務連絡により依頼した、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行に係るフォローアップ調査（以下「フォローアップ調査」という。）について、参考1のとおり取りまとめ、7月27日開催の子ども・子育て会議において報告しました。

（参考：子ども・子育て会議ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>）

フォローアップ調査結果により、各都道府県及び市区町村において、限られた準備期間や情報の中で、私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）への円滑な移行に向けた取組が着実に実施されていることが確認できました。

フォローアップ調査等を踏まえ、各市区町村において、希望する私立幼稚園の新制度への円滑な移行等、新制度の更なる適正な実施を確保するために御留意頂きたい点について、下記のとおり整理しました。各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、各市区町村に周知いただくとともに、新制度担当部局及び私立幼稚園所管部局で緊密に連携を図りつつ、市区町村への適切な助言、支援等をお願いします。

新制度では、市区町村は、地域のニーズや保護者の選択等に応じて教育・保育の提供体制を確保する責務を有しており（子ども・子育て支援法第3条第1項参照）、こうした観点からも、私立幼稚園の円滑な移行は重要な課題であります。今後とも引き続き、都道府県及び市区町村における体制整備を図るとともに、施設型給付及び一時預かり事業の実施並びに必要な予算の確保等を適切に行っていただくようお願いします。

記

1. 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付について

(1) 施設型給付の額の設定について

フォローアップ調査結果では、全国1,741自治体のうち1,461自治体(83.9%)において、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付の額（公定価格のうちの「地方単独費用部分」）を国の定める基準と同額に設定していました。このことは、新制度の目指す良質かつ適切な教育を提供するため、適切なことと考えています。

一方、280 自治体（16.1%）が施設型給付の額を未設定でした。この額については、法律上、各市区町村が定めることとなっており、自市区町村内に私立幼稚園が存在しない場合でも、自市区町村の教育標準時間認定子どもが、他市区町村の私立幼稚園を利用する場合や、私立保育所を利用する場合（特別利用保育）などには設定が必要となります。このため、各市区町村においては、改めて設定が必要な場合に該当するか否かを確認のうえ、設定が必要な場合には、速やかに設定をお願いします。

なお、この額については、国の公定価格が、職員配置等を踏まえた必要な費用の実態に基づき標準的な給付水準として設定している趣旨にかんがみ、基本的には、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 27 年 3 月 31 日内閣府告示第 49 号）（以下「公定価格告示」という。）に基づき設定するようお願いしてきましたが、国の定める公定価格と同じ額とする場合、具体的には、例えば、「公定価格告示別表二に定める額に千分の二百七十五を乗じた額とする」などの定めとすることが考えられますので、併せてお知らせします。（参考 2 参照）

（2）施設型給付の額の明示化について

各市区町村において公定価格のうちの「地方単独費用部分」の額を定めた場合、当該額は、施設等からの施設型給付費の請求や利用者負担額の給付単価限度額の設定の際に必要となるものであり、当該額を対外的に明示することが必要ですので、対応をお願いします。なお、対外的に明示する方法については、各市区町村において適切な方法で対応をお願いします。

2. 教育標準時間認定子どもに係る利用者負担額について

（1）利用者負担額の設定について

フォローアップ調査結果では、全国 1,741 自治体のうち、1,519 自治体（87.2%）において教育標準時間認定子どもに係る利用者負担額が設定されていましたが、222 自治体（12.6%）において利用者負担額が未設定でした。この額は、教育標準時間認定子どもがいる場合は、利用施設の公私等を問わず、設定が必要となるものですので、各市区町村においては、速やかに設定をお願いします。

（2）利用者負担額の自治体独自の軽減について

フォローアップ調査結果では、全国 1,741 自治体のうち、1,185 自治体（68.1%）が子ども・子育て支援法施行令で定める国基準額よりも低額な利用者負担額を設定していました。平成 27 年 3 月 31 日付け通知（子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）（府政共生第 347 号、26 文科初第 1462 号、雇児発 0331 第 19 号））では、「異なる認定区分、特定教育・保育施設等の区分、公立施設と私立施設との間のバランスや現行の負担額等に留意のうえで設定」していただくようお願いしてきたところですが、今度とも、このような観点で適切な額となるよう、引き続き必要な見直し等をしていただくようお願いします。

なお、国として、基礎的データ収集の一環として、保育認定子どもに係る利用者負担も含めた利用者負担の軽減状況を調査しているところですので、引き続き、協力方をお願いします。

3. 一時預かり事業について

（1）新制度移行園があるが、一時預かり事業（幼稚園型）を実施していない場合

フォローアップ調査結果では、新制度移行園がある301自治体のうち、260自治体(86.4%)で一時預かり事業(幼稚園型)が実施されていましたが、41自治体(13.6%)で一時預かり事業(幼稚園型)が実施されていませんでした。

当該事業を実施していない理由として、「事業者から実施希望がなかった」と回答した自治体が多数にのぼりましたが、私立幼稚園の約95%で預かり保育が行われている現状や、一時預かり事業(幼稚園型)は私学助成(預かり保育補助)の受け皿となる事業であることを踏まえ、改めて事業者の意向を確認するなど、事業化の必要性を再度検討し、必要な場合は事業化をお願いします。また、「保育所で行う一時預かり事業等でニーズが満たされる」と回答した自治体がありましたが、私立幼稚園を利用する保護者の一時預かりニーズが、通園していない保育所等で満たされているのか否かを改めて確認のうえ、地域のニーズを満たす保育の提供をお願いします。

また、私学助成の預かり保育補助の継続実施は、国としては、経過的措置と考えており、新制度移行園は基本的に一時預かり事業(幼稚園型)に移行して当該事業を実施していただくことを想定していますので、事業者に対してこの旨を再度周知するとともに、各市区町村において、私立幼稚園が円滑に一時預かり事業(幼稚園型)に移行できるよう、事業実施体制を整備するなどの取組をお願いします。この際、私学助成による預かり保育補助の実施基準(人員配置等)や補助額は、一時預かり事業(幼稚園型)とは異なる部分がありますので、私立幼稚園が事業に円滑に移行できるよう、個別具体的な支援、助言等を行っていただくようお願いします。

(2) 一時預かり事業(幼稚園型)の利用料を市区町村において設定している場合

フォローアップ調査結果では、一時預かり事業(幼稚園型)を私立幼稚園で実施している505自治体のうち、418自治体(82.8%)で各園の利用料設定を認めている一方、27自治体(5.3%)では市区町村が利用料を設定していました。これまで私立幼稚園の預かり保育の保育料を各園が設定してきたことを踏まえ、実際の利用料の設定を各園に委ねることも含め、市区町村において適切に判断していただくようお願いします。

(3) 一時預かり事業(一般型)の事業化について

幼稚園において在園児以外の子どもを対象に預かりを実施する場合は、基本的に、一時預かり事業(一般型)を、幼稚園型とは別途、委託又は補助することとしています。フォローアップ調査結果では、一時預かり事業(一般型)を私立幼稚園で実施している市区町村は167(9.6%)となっています。しかしながら、

- ・一時預かり事業(一般型)は、全国的に見ても、そのニーズが増えており、引き続き事業の拡大を図る必要があること
- ・私立幼稚園における子育て支援の取組として、未就園児やその家庭への支援が活発になってきており、事業者側の事業意欲も高いこと
- ・主に想定される利用者は、保育認定を受けていない子どもであり、今後、幼稚園等に通園する子どもが多くを占めることが想定され、私立幼稚園等が実施することが継続的な支援につながる面があること

などから、市区町村においては、一時預かり事業(一般型)の私立幼稚園に対する事業の実施を検討していただくようお願いします。

また、フォローアップ調査結果では、「私立幼稚園から実施希望がなかった」ため、一時預かり事業(一般型)を私立幼稚園で実施していないと回答した自治体がありましたが、幼

稚園における在園児以外に対する一時預かりの実施形態については新制度の施行直前まで国の方針が固まらなかったこともあり、事業者、自治体の双方に対して制度の周知が行き届いていない可能性があることから、引き続き制度の周知に努めていただくようお願いします。

【担 当】文部科学省初等中等教育局 幼児教育課
大野、岡、大西、辻本
T E L 03-5253-4111 (内線) 2714
直 通 03-6734-2714
F A X 03-6734-3736

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への 円滑な移行に係るフォローアップ調査の結果

平成27年7月27日

1. 調査の趣旨

平成26年4月の私立幼稚園の新制度への円滑移行に係る事務連絡（別添の概要参照）を受けて、各市区町村の施設型給付及び一時預かり事業の実施状況を把握

2. 主な調査項目

各市区町村における以下の状況

（1）教育標準時間認定子どもに係る施設型給付関係

- ・ 給付額の国基準との異同
- ・ 利用者負担の国基準との異同 など

（2）一時預かり事業関係

- ・ 実施の有無、実施しない場合の理由
- ・ 補助単価の国基準との異同
- ・ 利用料の設定方法 など

3. 調査方法

- ・ 各市区町村の状況を都道府県が調査し、国に提出
- ・ 調査対象 全ての市区町村（1,741市区町村）
- ・ 調査時点 平成27年4月1日

4. 実施状況

- ・ 平成27年4月28日 都道府県担当部局宛に調査依頼を发出
- ・ 平成27年5月29日 都道府県から国への提出締切

5. 調査結果

(1) 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付関係

①教育標準時間認定子どもに係る施設型給付の設定額

国の定める基準と同額	1,461自治体	83.9%
国の定める基準より高額	0自治体	0.0%
国の定める基準より低額	0自治体	0.0%
未設定	280自治体	16.1%

②教育標準時間認定子どもの利用者負担額

政令で定める額と同額	334自治体	19.2%
政令で定める額より低額	1,185自治体	68.1%
未設定	222自治体	12.6%

③利用者負担額を政令で定める額より低額に設定した理由（複数回答可）

新制度に移行しない幼稚園とのバランスを取る	347自治体	29.3%
公立施設とのバランスを取る	256自治体	21.6%
保育所等の保育を提供する施設とのバランスを取る	617自治体	52.1%
その他	357自治体	30.1%

(注) 割合は、政令で定める額より低額と回答した自治体数（1,185自治体）に占めるもの。

その他の主な理由

- ・従前の制度や保育料とのバランス（157自治体）（13.2%）
- ・保護者の負担軽減（57自治体）（4.8%）
- ・近隣自治体とのバランス（51自治体）（4.3%）

(2) 一時預かり事業関係

①一時預かり事業（幼稚園型）の実施状況

公立幼稚園・私立幼稚園とも実施	147自治体	8.4%
私立幼稚園のみ実施	358自治体	20.6%
公立幼稚園のみ実施	258自治体	14.8%
実施していない	978自治体	56.2%

(注) 域内に新制度に移行した私立幼稚園がある301自治体のうち、260自治体(86.4%)で一時預かり事業(幼稚園型)を実施している。

②一時預かり事業（幼稚園型）で他市区町村居住者の利用を認めているか

認めている	501自治体	65.7%
認めていない	262自治体	34.3%

(注) 割合は、一時預かり事業(幼稚園型)を実施している自治体数(763自治体)に占めるもの。

③一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施しない理由

事業者から実施希望がなかった	365自治体	29.5%
市区町村の提示した実施要件に合致しなかった	7自治体	0.6%
保育所で行う一時預かり事業等でニーズが満たされる	181自治体	14.6%
今後、実施する方向で検討中	102自治体	8.3%
その他	545自治体	44.1%
域外の園でのみ実施	36自治体	2.9%

（注） 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施していない自治体数（1,236自治体）に占めるもの。

その他の主な理由

- ・域内に私立幼稚園がない（442自治体）（35.8%）
- ・私学助成により対応（27自治体）（2.2%）

④一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額

国の示した額と同額	499自治体	98.8%
国の示した額より高額	3自治体	0.6%
国の示した額より低額	3自治体	0.6%

（注） 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施している自治体数（505自治体）に占めるもの。

⑤一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額を国の示した額と異なる額とした理由

私学助成の預かり保育の補助単価とのバランスを取る	0自治体	0.0%
一時預かり事業（一般型）の補助単価とのバランスを取る	0自治体	0.0%
その他	6自治体	100.0%

（注） 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）の補助単価額を国の示した額と異なる額としている自治体数（6自治体）に占めるもの。

その他の主な理由

- ・自治体独自の加算を行っている（2自治体）（33.3%）

⑥一時預かり事業（幼稚園型）の利用料の設定者

市区町村が設定	27自治体	5.3%
市区町村の定めた一定のルールに従い、園が設定	60自治体	11.9%
園が設定	418自治体	82.8%

（注） 割合は、一時預かり事業（幼稚園型）を私立幼稚園で実施している自治体数（505自治体）に占めるもの。

⑦一時預かり事業（一般型）の実施状況

私立幼稚園において実施	167自治体	9.6%
私立幼稚園では実施していないが、保育所等において実施	957自治体	55.0%
実施していない	617自治体	35.4%

⑧一時預かり事業（一般型）を私立幼稚園で実施しない理由

保育所で行う一時預かり事業等でニーズが満たされる	364自治体	37.9%
私立幼稚園から実施希望がなかった	360自治体	37.5%
市区町村の提示した実施要件に合致しなかった	9自治体	0.9%
今後、実施する方向で検討中	35自治体	3.6%
その他	189自治体	19.7%
域外の園でのみ実施	3自治体	0.3%

(注) 割合は、一時預かり事業（一般型）を実施しているが、私立幼稚園で実施していない自治体数及び域外の園でのみ一時預かり事業（一般型）を実施する自治体数の計（960自治体）に占めるもの。

その他の主な理由

- ・域内に私立幼稚園がない（155自治体）（16.1%）

参考

新制度への移行状況について

1. 平成27年3月31日現在の私立幼稚園	8,124園	100.0%
2. 新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%
幼稚園のまま移行	560園	6.9%
幼稚園型認定こども園となって移行	511園	6.3%
幼保連携型認定こども園となって移行	813園	10.0%
3. 新制度に移行しなかった私立幼稚園	6,221園	76.6%
4. 廃園した私立幼稚園	19園	0.2%

(注) 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が合わない箇所がある。

私立幼稚園の新制度への円滑移行について

別添

(平成26年4月10日付け三府省事務連絡の概要)

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

主な課題

対応

市町村と幼稚園の関係構築、
体制整備

- 市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
- 都道府県(私学担当)による市町村への支援
- 地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

- 都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
- 新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
- 調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

- 標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
- 市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
- 仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

- 給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議
- 都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議

一時預かり事業(幼稚園型)
の適正な実施

- 幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
- 仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

- 国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

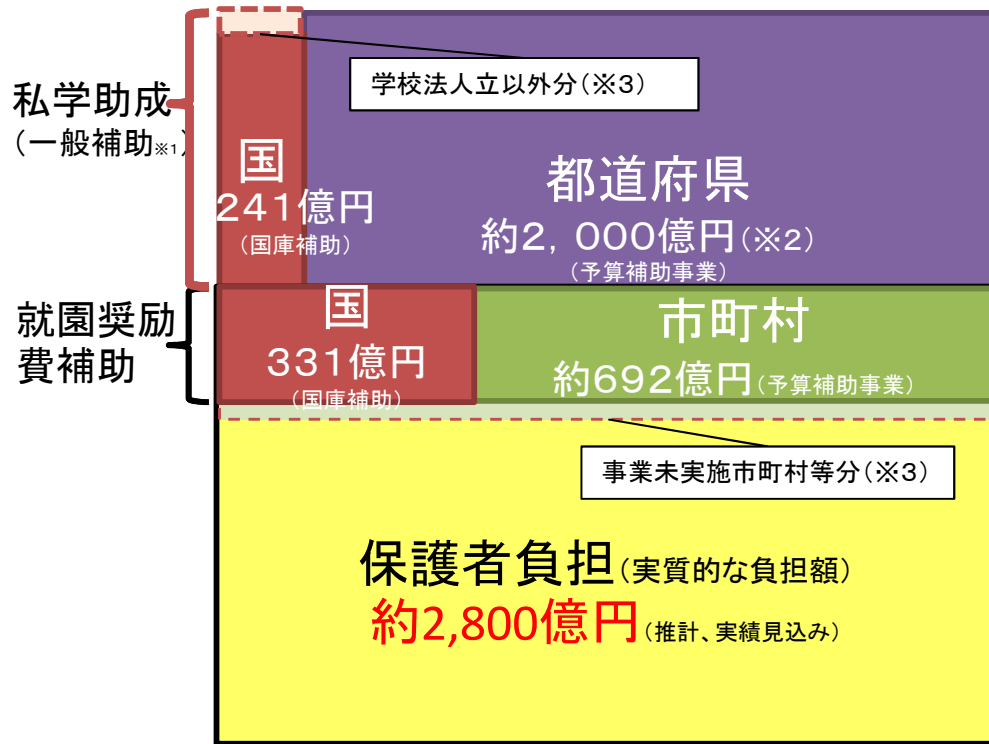
(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。

私立施設の1号認定子どもに係る新制度の財政構造(イメージ図)

参考2

現状(平成26年度政府予算ベース)

総費用(推計) 約6,000億円程度(※1)

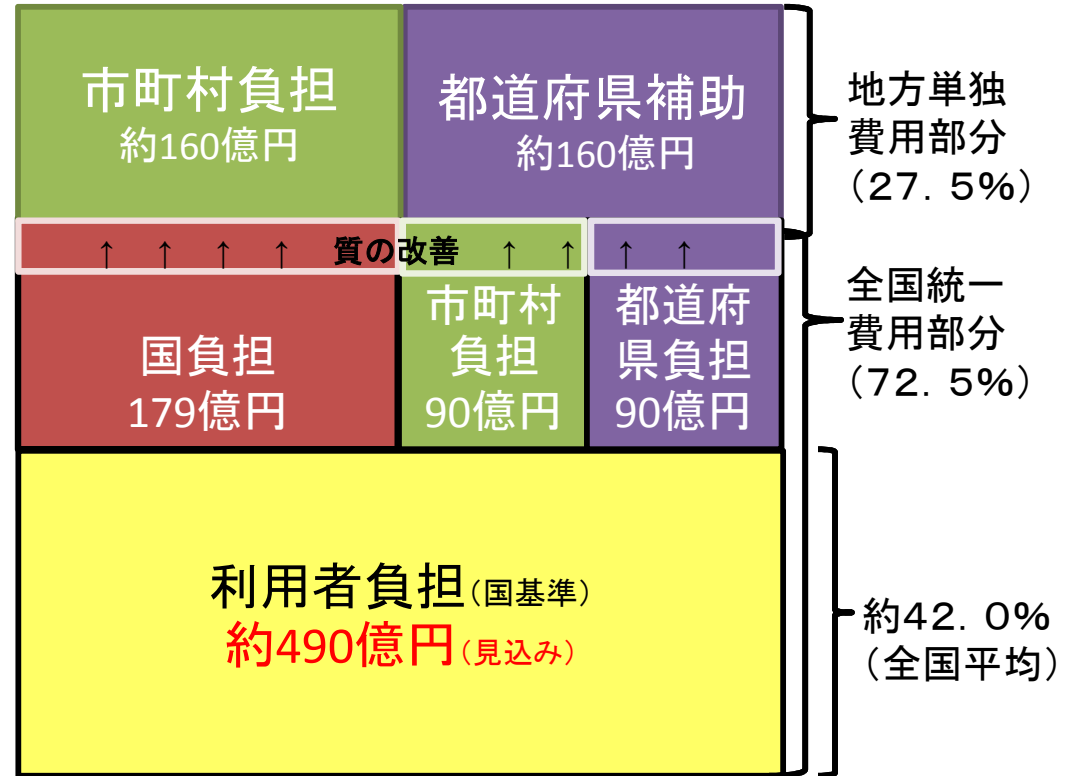


新制度の施設型給付(平成27年度政府予算ベース)

※新制度への移行割合は2割程度と見込んでいる。

総費用(推計) 約1,200億円程度

(注)新制度の図の大きさは現状に合わせて拡大している。



- ※1 私学助成(国費)のうち、一般補助のうち一種免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)を除く額。
- ※2 地域における子育て支援事業充実分を除き、私学団体への補助を含む。なお、私立学校経常費補助に係る地方財政措置は、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園の園児を対象に算定。
- ※3 新制度移行に伴い必要となる公費増であり、量拡充により対応。

※上記のほか、幼稚園型一時預かり事業(国25億円)がある。

(参考)現行制度(平成27年度国予算額)

- 私学助成 303億円
- 就園奨励補助 323億円